

佐賀県議会訓令甲第一号

県議会議事事務局

佐賀県議会議事事務局に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成十九年佐賀県議会議訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十九日

佐賀県議会議長 石 井 秀 夫

第五条中「かわらず、」の下に「公務の運営上の事情により必要な場合又は」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。